

史料紹介

明治初期新潟港における救荒政策と交易 ―外務省記録「新潟港米穀津留一件」を事例に―

近 藤 麻 里

はじめに

本稿は、外務省外交史料館が所蔵する外務省記録「新潟港米穀津留一件」の内容を紹介し、開港直後の新潟港における救荒政策と交易を巡って生じた諸問題について明らかにすることを目的としている。

本稿において紹介する史料は、外交史料館が所蔵する外務省記録3522「新潟港米穀津留一件」（以下「津留一件」）である。本史料は、明治二年から三年にかけての新潟港における米穀流通統制策に関する、外務省や新潟・水原在勤役人と各国公使・領事らの間で取り交わされた書簡を収録した簿冊である。「津留一件」は、当該期の新潟港における交易をめぐる様相の一端を明らかにし、近世社会から近代社会に移行する時期に行われた流通統制策を検討する上で欠くことのできない史料であり、また次に挙げる先行研究を補完し得る内容であると言える。津留令をめぐる様相から、近世近代移行期の新潟において、近世的な救荒政策が諸外国との交易に際してその矛盾に直面し、方々の主

張を受けたすり合わせにより政策が変更されていく過程を検討したい。

新潟港は、明治元年一月一九日（一八六九年一月一日）に開港した。新潟港開港に至るまでの過程、ならびに新潟港における交易と行政に関しては、外交史や地方史⁽¹⁾での蓄積がある。また開港直後の新潟港に関する近年の研究としては、青柳正俊氏による成果がある。青柳氏は、外務省記録やイギリス国立公文書館所蔵史料を用い、外国人居留地行政や通商司政策等に関して検討を行っている⁽²⁾。

このように、幕末維新期における新潟港の交易に関する研究には一定の成果はあるものの、明治初期の米穀流通統制策の経緯について論じた研究は限定的である。自治体史における記述や、青柳氏の前述論文、オランダ国立公文書館所蔵史料を紹介した西田泰民氏⁽³⁾による成果の中に、米穀の移出統制に関する記述が見られるが、いずれも補足的な記述に留まり、当該期の詳細な研究はまだ見られない。

幕末における新潟港の米穀流通に関しては、中村義隆氏による成果がある。中村氏は、幕末期の移出入統制と交易に関して、安政五年か

ら文久三年に至るまでの新潟奉行所から新潟番所宛ての達書を検討し、幕末期に数回にわたって米穀を含む諸商品の流通統制が行われていたことを明らかにした。⁽⁵⁾ また、明治初期の東北地方における米穀に関する研究として、松尾正人氏は明治二年の凶作と廻米政策を取り上げ、新政府の救荒対策について検討を行っている。⁽⁶⁾ 明治二年の東北凶作に関する研究は少なく、本稿で扱う史料の時代的背景を捉える上でも松尾論文は重要な内容を含んでいる。

なお、外国公使・領事からの書簡については、英文が収録されているものについては英文を、和文翻訳のみ収録されている史料については和文を掲載した。また、史料中の変体仮名は、原則として同音の平仮名に改めた。但し「江」、「者」、「而」、「已」、「并」、「ニ」についてはポイントを下げた文字を使用し、合字は「ㇿ」のみ残した。

一 新潟港米穀津留令の布告

本章では、米穀流通統制策である津留令の布告と、それに関連する諸外国との条約について見ていく。

次の内容は、明治二年六月一二日（一八六九年七月二〇日）に新潟県判事より外国官判事に宛てられた書簡である。

頃日より各藩ニおゐて当国領分之廻米等回漕之為外国商船相雇追々入港いたし候得共、中ニ者事実収納廻米のミに而も無之、夫々農商江申付置買上候向も有之歟に相聞、暗に民情ニ差響候次第も

不少、加之昨年者越国未曾有之水害ニ而、当秋收納之時分まで民口之夫食取続之趣も難計見込ヲ以、此程より越後府ニおゐて者管内農商之有米取調中、昨今米穀之輸出者全く当国限り売買可致趣布告等も有之、旁以此後尚外国船等相雇入港之もの有之候而者、大ニ不都合ヲ醸し可申候、乍併独乙之条約面に掲載之通り、米穀之運送を禁せんと欲セハ二ヶ月前告知すへしとの條款ニより熟慮いたし候へハ、譬一時民情ニ係わり候共、万一此後各藩ニ被相雇候外船着港之上日本人をハ廻米之事実ヲ相糺し候上ニ而制御いたし可申候へとも、外国船之運送ヲ突然差留候辞柄者二ヶ月前報告之条件により候へ者困却至極ニ付、其辺之情実御遥察之上何与歟各国公使へ早々御談判御座候様致度候。⁽⁷⁾

新潟県判事の述べている内容は次の通りである。近頃、越後国内の諸藩が廻米を輸送するために、外国船を雇って新潟港に入港しているが、この中には、廻米の回漕のみならず、農民や商人と申し合わせ、米を買入れている者もいると聞く。これは民衆感情に少なからず影響するのではないか。加えて、昨今の未曾有の水害により越後国内に夫食（民衆の食糧）としての米が不足している。そのため、当地では米穀の移出を「全く当国限り」（越後国内に限る）とする方針であるが、これでは外国船を雇い入れて廻米等を輸送しようとする越後国内の諸藩に不都合が生じる。

ここで新潟県判事が述べている廻米（置米）とは、近世期に幕府及び諸藩が備荒貯蓄もしくは米価調節のために行った穀物を貯蔵する政

策を指す^⑧。囲米は、非常時に備えて貯蓄される他に、払い下げて領内や他港に回漕し、米価の調節や困窮農民の救済等にあてられた。

さらに新潟県判事は、「独乙之条約」の内容として、米穀の運送を禁止する場合は二ヶ月前に告知するように、との条項が掲載されている点について指摘している。条約の内容に照らして考えると、藩の雇った外国船が新潟港に着港した場合、正規の囲米であるか否か（売買目的の不正な米が含まれていないか）を調べて制限することになるが、外国船の運送を突然差し止めるのは、条約に二ヶ月前告知の条件があるので難しいのではないかと述べている。この条約の内容については、後に詳述する。

これを受けて、同年の六月二三日（七月三十一日）、越後国内に行政官より次の通達が出された。

越後国所領有之面々囲米廻漕之為メ外国船相雇ヒ新潟入港致候処、追々農商之米穀買込輸出致候輩有之、甚以下方之難儀ヲ醸シ候趣、右国中ハ昨夏大ニ水害ヲ蒙リ当秋迄ノ民食取続無覚束ニ付国中限り売買可致旨兼テ布告モ有之通、旁以向後囲米ニテモ外国船ヲ以テ廻送致シ候節ハ、同府へ届出免許之上可取扱総而私ニ積出之儀堅ク被差止候事^⑨

前述の新潟県判事からの届出を受けて、越後国内に所領をもつ諸藩による囲米の輸送を外国船を用いて行う場合においては、越後府^⑩の許可を得るようにとする通達である。さらにこの通達では、諸藩による公的な輸送以外の、売買を目的とした米穀の積出については「堅ク被

差止候事」とし、官許の有無に関わらず輸送を禁じている。この米穀の輸送を統制する通達について、本稿では「津留令」と呼称し、この津留令を巡って生じた諸問題について検討していく。当該津留令は、前述したように、官許を得た上での輸送を義務付けることで、諸藩による公的な米穀輸送と売買を目的とした不正な米穀輸送を区別し、把握することを意図して布告されたと考えられる。

越後国内への津留令布告については、同日中に外国官知事伊達宗城より各国公使に次のように伝えられた。

当今各藩之内越後国領分有之候者、囲米收納回漕之為メ外国商船相雇新潟港江入港中ニは收納囲米而巳ニ無之、農商江申付米穀買入積出し候向も有之候所、同所者昨年以来干戈打続、加之未曾有之水害ニ而、当秋收納之時迄民口之夫食取続も難計ニ付、米穀之儀者全く同所限り売買可致様布令いたし、爾後各藩ニ被雇候外船寄港之節ハ囲米回漕之実否を取糾し、買入米等積出し候義者決而不相成旨布令いたし候趣同府方申出候、就而者爾後各藩ニ而外船相雇囲米回漕之節者、同府江届出免許を請候上ニ而積乗セ候様可致旨同国領分有之諸藩江更ニ布告いたし候間、同港在留貴国コンシユル江も右之段御通達有之船主え者兼而右之段相心得回漕方取計候様いたし度、右者客歳我七月中東久世中将各国公使江御面晤之砌、我国一ツ之開港場ハ他之開港場江外国船ニ而米を積廻す事無余儀禁制する事要用也と思ふ時ハ二ヶ月已前、右禁制を触出すへき港ニある各国岡士ニ通達可致旨之御約定有之候得共、日本人民の生

命ニ関係する重大事件ニ付前書之通為取計申候^⑬

前述の津留令を越後国内の各藩に布告した旨を伝えた上で、昨年の七月に神奈川裁判所総督東久世通禧と各国公使との間で交わされた取極について言及している。その取極の中に、ある開港場から他の開港場への外国船を用いた米穀輸送を禁止する場合、その二ヶ月前に触出すとの約定があるが、今回の津留令は日本の人民の生命に関わる「重大事件」であるため、布告と同時に施行することとなったと説明している。ここで言及されている明治元年七月の「御約定」については、本史料「津留一件」中に「戊辰七月十六日於仏国公使館東久世中将各国公使ト応接之節取極書」^⑭が収録されている。これは当該期の兵庫港において、他の開港場への外国船による米穀輸送が禁止された際、日本側と各国公使との間で確認された約定であり、その中に次の内容が見られる。

国内食物払底ニ而差支、日本政府一ツ之開港場より他之開港場江
外国船ニ而米を積廻す事を無挾禁制する事要用なりと思わる、時
は式ヶ月以前より、右禁制を触出すべき港ニ在る各国コンシユル
江二ヶ月以前其事を通達すべし^⑮

兵庫港において米穀輸送の禁令が出されたのは、新潟港において津留令が布告される一年前であるが、新潟港の津留令はこの約定を踏まえながらも二ヶ月前通達なく施行されたことになる。日本側が懸念するこの二ヶ月前通達の約定については、前述した明治二年六月一二日(一八六九年七月二〇日)の新潟県判事より外国官判事への書簡にお

いても言及がある。ここでは、「独乙之条約面に掲載之通り米穀之運送を禁せんと欲セハ二ヶ月前告知すへしとの條款」^⑯とあり、兵庫港における米穀津留時に確認された約定以外にも、二ヶ月前告知を定めた条約が存在し、日本側がそれを懸念していたことが分かる。ここで挙げられている「独乙之条約」とは、明治二年一月一〇日(一八六九年二月二〇日)に締結された「日本国独逸北部連邦修好通商条約」(以下「日独条約」)を指していると考えられる。当該条約の貿易章程第八則には、次の内容が見られる。

日本に在留する独逸国人及び独逸国船の乗組人又旅客自己の入用に満つる丈けは輸出目録に載たる輸出禁制の穀物並に粉を買入る、事を許すへし、尤右穀物並に粉を独逸船に積入んとする前必ず通例の通り運上所より船積の免許状を得へきなり
禁制穀物及び諸粉類を諸開港場の間に輸送する事に付日本政府はに故障をなさる、へし

然りと雖も万一日本人並に外国人右品物を或る開港場より運送する事に付格別の事故ありて当分の内是を禁せんと欲せば、日本政府右の趣意を二箇月前に独逸長官に告知らすへし、且此禁制は事實不得止の時而已にして速に此禁を解く事に日本政府は注意すへし^⑰

ここで記されている「輸出禁制の穀物」とは、「米、粳、小麦、大麦、並其粉」を指している^⑱。これらの品目は、乗組人または旅客の自用品としての買入のみが許可された。また、これらの品物を開港場間で輸

送することを禁ずる場合は、二ヶ月前に告知するように、と定められていた。

新潟港における米穀津留令は、他の開港場における前例や、日独条約に照らすと、各国の反発を招くことが懸念されながらも布告・施行されたものであったことが分かる。もっとも前述したように、この津留令は米穀の全面的な輸送停止ではなく、年貢米などの公的な輸送に外国船を用いる際においては、越後府の許可証があれば可能とし、それ以外の売買を目的とした米穀輸送を禁じたものであった。しかし日本側が懸念したとおり、津留令に対する各国の反応は厳しかった。次章においては、英国公使・領事の反応や日本側とのやり取りについて見ていく。

二 各国の反応と民衆の動向

本章では、イギリス公使・領事と日本側とのやり取り、および津留令を受けて生じた新潟町民衆の動向について検討する。

在新潟イギリス領事代理ジェームズ・トゥループ (James Troop) は明治二年九月七日（一八六九年一〇月一日）、外国官権判事として開港事務を行うため新潟に派遣されていた水野千波外務少丞に対して、日本政府や水原役人の政策を批判する次のような内容の書簡を出している。

先月廿三日予足下より口上にて水原の長官当国内方自在ニ米船の

通行するを禁し、且又商人共米を買入当所に持来る事をも妨るを承知せり

帝の政府にてハ日本之内開港場より他の開港場江米穀輸出之義ハ、一千八百六十八年第九月横浜に於て外国全權与日本政府与条約せし趣意を厳に守へき様、再度布告したる後水原長官等の此処置にハ甚驚けり⁽¹⁸⁾

水原役人が米穀を積んだ船の通航を禁じ、また商人たちの取引を妨害しているとの情報、水野よりトゥループに伝えられていたことが分かる。さらにトゥループは、一章で述べた明治元年七月の東久世と各国公使との間で定められた取極についてふれ、このような取極があった後の水原役人の処置（津留令）には驚いている、と述べている。これらの情報は、トゥループを通じてイギリス公使ハリー・パークス (Sir Harry Smith Parkes) にも同様の旨の報告がなされたと考えられる。

トゥループのこのような批判に対し、水野は九月一〇日（一〇月一四日）、次のように返信している。

貴国第十月十一日付之御書翰落手御申越之趣委細承了いたし候、這一事ハ兼而も御面晤および置候通、当国之義昨年未曾有之水害にて米穀多分流失、随而今年も作毛不熟未だ新穀之出来高も明らかならざるに、過日米価昇騰民心をたやかならず夫是全越之民口と秋田之収穀とを比較大算中、米苞を他へ濫出いたし候而者、何分総計取調かたき旨水原県方申越候次第二而、素方有余之米穀を

妨たけて運輸回漕を差留候趣意には聊無之候間、今日不得止之情
実深く御亮解有之度存候⁽¹⁹⁾

水野によると、昨年の水害を受けて、今年の越後国における新米の
収穫高を算出中であるため、米穀を他地域にむやみに持ち出してしま
うと収穫高の総計を調べることができない、と水原県より申出があつ
たという。それを受けて津留令を布告した次第であり、もとより米穀
の輸送を妨げようとしていたわけではない、と水野は主張している。
米穀津留は水原県からの要請に基づき、地域の実情を汲んで行ったも
のである、とトウループに訴えている。水野は九月一二日(一〇月一
六日)、外務省に対しても同様の旨の書簡を送っており、⁽²⁰⁾トウル
ープがこのような内地の実情を酌量せず、津留令が商業を妨げると
して煩わしく思っているとの状況も併せて伝えられている。前述のよ
うな、米穀津留における水原役人に対する認識は、イギリスのみなら
ずドイツ等各国の領事・公使に伝わり共有されていた。⁽²¹⁾

次に挙げるのは、九月一四日(一〇月一八日)付でパークスより外
務卿澤宣嘉に宛てられた書簡である。

In the month of August last the Undersigned found it
necessary to complain to His Excellency of the opposition
offered by the local authorities at Niigata to the shipment of
Rice in foreign ships and His Excellency informed him in his
reply of the 22nd August that this contravention of the
agreement made between the Japanese Government and all the

foreign Representatives relative to the transport of Rice
between the open Ports in Japan would be corrected.

The Undersigned regrets to say however, that he continues
to receive from Her Majesty's Consul at Niigata unfavorable
accounts of the conduct of the local authorities, not only with
reference to the exportation of Rice, which they still interfere
with, but also as regards their general disposition towards
foreigners.

It appears that instead of exerting themselves to facilitate
friendly intercourse between Japanese and foreigners, and to
encourage the growth of commerce at this new Port, they view
with disfavor the readiness shown by the people themselves to
profit by the opening of Niigata to foreign trade, and they
actually place impediments in the way of the transactions of the
native and foreign merchants.

It is necessary, therefore, that the Undersigned should inquire
whether this conduct is the result of ignorance or of design on
the part of the authorities in question, and to point out to His
Excellency that in any case it is incumbent on the Japanese
Government to confide the management of foreign affairs in that
quarter to officers who will faithfully act up to the spirit of the
Treaties, and who will set an example of friendliness and good

faith towards foreigners instead of taking advantage of their distance from the seat of Government to act according to their own private aims, and feelings.

The form in which the local government is at present constituted seems to contribute to this unfavorable state of affairs.

Although Niigata and Ebisuminato in Sado form one Port, the officers stationed at the latter place do not appear, in matters of Customs and Foreign Trade, to be under the orders of those at Niigata, and the officers at Niigata are again subordinate to those of the small inland town of Suibara. If this arrangement should continue, it may become requisite for Her Majesty's Consul to proceed frequently to that town in order that he may have access to the principal functionary there, whenever want of authority on the part of the officers stationed at Niigata may render such a step necessary.

The Undersigned feels compelled also to observe that most of the difficulties of which he has to complain appear to emanate from the latter town. He is informed that the officers of Suibara have arrested a number of Niigata merchants who had gone there to buy rice, and it is also stated that they have stopped the mouth of the cross stream connecting the Akanokawa with

the Shinanogawa in order to prevent rice boats from going to Niigata.

The Undersigned feels convinced that on being informed of the above circumstances, the Japanese Government will speedily take measures to remove these causes of complaint. Owing to the want of a harbor at Niigata, the foreigners who are endeavouring to open commerce at that Port have already to contend with serious physical difficulties, and it would be hard indeed that these should be increased by want either of proper arrangements or of a good disposition on the part of the local Government.⁽⁸³⁾

本書簡におけるパークスの主張の要旨は以下の通りである。政府の役人は、日本人と外国人との交際を盛んにし、新潟港の交易も盛んになるように努めるべきである。それなのに、商人が利益を得ようとすることを嫌い、日本と外国の商人間の取引を妨げている。政府の役人は、条約の精神に忠実に従って行動する必要がある。新潟港と佐渡の夷港は一つの港であるのに、夷港の役人は運上所業務と外国交易において新潟役人の支配を受けていない。新潟役人は水原という小さな内陸の地の役人に従属している。新潟役人の権限が無い状態が続くならば、我が国の領事は役人に掛け合う際、水原県へ出張することになるだろう。前述したような不都合は水原より生じている。水原へ米を買い求めようと向かった新潟の商人数名が、水原の役人に捕えられたという。

また、米を積込んだ船が新潟から他地域へ輸送できないように、信濃川と阿賀野川との往來を制限したと聞いている。貴政府にはこのような不都合について、然るべき処置をとってほしい。

ここでパークスは水原役人について述べているが、当該期の越後地域は、越後府と新潟県が合併して「水原県」となり、県庁は水原町に置かれていた²³。政府より派遣された水原役人による交易の統制に対して、パークスは在地商人や外国商人の交易を妨げるとして外務省に申し立てている。パークスのこのような水原役人への批判は、トゥルーブからの報告に基づいたものであろう。

さらにパークスは同年一〇月一四日（十一月一七日）、次のように澤外務卿に書簡を送り、越後国内の情勢や日本政府の対応を批判している。

米輸出之儀ニ付、新潟県役人之行状再致訴訟候ハ氣之毒之至ニ存候得共、開港場方開港場まで米回漕之義、昨年中各国公使と貴政府取極候条約面ニ強而基き不申、右交易之事差留候事ニ御座候、同人之申越後國中ニ而出来之米穀ハ同國中ニ而足候や、又ハ不足ニ候や、相調度旨ニ候共、各国公使方取極候条約に乖キ候程之訳ニハ無之候、如何となれハ米穀不足難渋之節ニ臨候ハ、二ヶ月前方差留候様右条約書ニ揭示有之候、併拙者聞及候ニハ、右之申立ハ実説ニ者無之、本来者米穀交易之義者、自分而已掌握いたし一箇之儲けを目的ニ致候ニ付、外国人江米輸出之儀禁止と偽り候而、自力を以外国船数艘相雇米穀を積込、箱館まで回漕之上、同港ニ而売

捌大利を得候積ニ而、或外国船与申合候事有之候、右様之所処政府之役人ニ於而者不行跡之事与存候、然而新潟県附属之役人昨年拙者并各国公使貴政府与取極候条約面を不反省事者難致承諾候²⁴

前述したように、越後国の米穀の収穫高を調査中との理由により津留令を出したとする水野の説明に対し、パークスは以下のように述べている。越後国内の米穀が足りるか否かを調べることだが、各国公使との条約に背く程の理由にはならないのではないかと。さらに、聞くところによると米不足の申立は事実ではないという。外国人に米穀輸送禁止と偽りながら、（越後国内の者が）自力で船を雇って米を積み込み箱館に回漕し、そこで大利を得ようとしているらしい。外国船とそうように申し合わせていると聞く。このような状況は、貴政府の役人の不行跡によるのではないかと。以上のような情報は、トゥルーブによりパークスに伝えられたものであろう。また、パークスは箱館への米穀輸送について述べ、役人の取締りの不備を指摘している。このことから、当該津留令が、藩による公的な輸送を完全に差し止める内容ではないことが外国側に正確に伝わっていなかったと推察される。

このように、明治二年六月に布告された津留令は、イギリス公使・領事をはじめ諸外国からの反発を招くことになった。外国側が津留の交易への影響を指摘し、水原役人を批判する一方で、新潟在勤役人である水野は、米不足に苦しむ地域の実情を訴えていた。このような状況下で、次に述べるように、米価高騰を恐れる新潟町民衆が不穏な動きを見せていた。

明治二年一〇月、新潟町の民衆が外国人を襲撃するとの噂が、トゥループの耳に届いていた。次に挙げるのは、トゥループが一〇月二一日（十一月二十四日）に記した書簡（宛名欠）である。

当市街下賤之もの共今夜外国居留人を襲ひ、其家屋を焼んと風の聞紛したり、足下此事既ニ承知せん事と雖とも、右を防ぎ当地居留之英人仏人を守護するため当市街の守兵及び取締之ものを用意すへきを足下ニ報告す、市街中の張紙をいまた其儘差置事を聞き余ニおゐて歎息す、右者国民を集めるためなるへし⁽²⁵⁾

「当市街下賤之もの共」が、今晚外国人居留民を襲い、家屋を焼こうとしているとの噂があり、外国人の警備のために守兵や取締の者を用意すべきである、とトゥループは主張している。さらに、新潟町中に、「国民を集めるため」の張紙が貼られ、そのままにされていることに懸念を抱いている。

この外国人襲撃一件に関して、翌日の一〇月二二日（十一月二五日）、水野は次のように記している。

我国下賤之もの党与いたし外国人を襲ふ事、右ニ付所々ニ張紙いたし且此一件ニ付取締を附る事ニ付被申越候、第廿九号之書簡落手いたし候、御承知之通当地は偏鄙ニ而、国民外国の情態ニ暗く無主意ニ外国人を嫌ひ昨今徒党いたし騒動起候様相見へ候間、鎮撫方之ものへ厳命を下し置申候、其外素より外国臣民を守護いたし徒党之ものを所押候取置可致候⁽²⁶⁾

新潟町のいたる所に掲示されている張紙の件についてふれた上で、

水野は、当地は辺鄙な場所である故、新潟の民衆は外国の事情に疎いため、外国人を嫌って徒党を組む者がいると説明している。当該期の新潟町民衆による、外国人襲撃や打ちこわしの動向については、次の表1・2を参照されたい。

表1・2に記したように、明治二年一〇月の騒動は、新発田藩が外国船を雇って米を箱館へ回漕しようとしたことから生じた。民衆感情の矛先は、新潟港における貿易を独占するとの噂から、新潟居留外国人に向けられ、更には米穀輸送に関係したとみられる新発田藩士にも及んだ。トゥループの要請により、新発田藩の戌兵が新潟町に派遣されたこともあり、実際に外国人の居宅が襲撃されることはなかったようである。とはいえ、外国船に米を積込む際には、民衆が艀船に向かつて石を投げるなどの行為に及んだと記されている。トゥループはパークス宛て書簡（表2）の中で、このような民衆の動きが居留外国人の安全を脅かし、新潟の交易に影響を与えることを懸念している。

また、当該期の東北地方では、米価が明治元年から二年にかけて三倍に高騰しており、このような在地の状況や外国人の交易参入を受けた新潟町民衆の不安が切実なものであったことが推察される。新発田藩戌兵の市中警備により騒動は沈静化した⁽²⁷⁾が、この一連の騒動から、開港場新潟における交易と民衆感情との間に生じた不和を確認することができるとが⁽²⁸⁾。

以上のような新潟町民衆の動向については、トゥループやパークスも懸念しており、次章で述べる津留令解除への動きにも影響を与えた

【表1】水野から外務省宛書簡（明治2年11月19日付）

年	月	日	内容
明治2年	10月	某日	箱館県への救助米として2万俵、並びに新発田藩が同県より依頼された2万俵を輸送する件について、外国人が米穀を買い占めようとしているとの風説が巷に広がり、米価が高騰するとの憶測が広がった。「兎奸之徒」が細民を煽動したのか、市民が騒然となったため、すぐにこれを鎮めたので、さしたる事も起こらなかったが、取締りのため戍兵の巡邏などを配置した。
		21日	蒸気船オーシャンクイーン船へ、スイス商人のハークルが運送米を箱館に回漕するため、3、4千俵を積込むとのことを聞き、民衆が再び騒然となった。同日夜、寺院へ民衆が集まり、梵鐘を撞き鳴らした。また、米を本船に積み送る舢舨に向かって、小石などを投げつけたので、速かに捕らえ取締まるために新発田藩の戍兵を出張させたところ、民衆はたちまち退散した。民衆は、米屋などの家宅をうちこわすのではなく、外国人の居館を襲うとの風聞などがとりとめなく広まった。
		22日	夜、民衆がある一件の質屋の障子戸などを打ちこわし、21日のような所業に及んだ。これは、米穀輸送の件に関して、窮民が騒ぎ立てたこの機会に乘じ、私怨を晴らそうとした5、6人の仕業であるが、これもまた、米穀一件に関係した窮民一同の仕業であると、誤った巷話が広まっている。この一件について、探索の者を各所へ派遣し取調を行ったが、これといった主犯の者がおらず、一兩日にして跡形もなく立ち去り、騒ぎ立てるような雰囲気もほとんど消滅した。元来、（新潟町の民衆は）頑迷固陋な気質があり、ややもすれば嘘の情報を伝えて安逸を求めようとする実情がある。兎角、米穀輸送の件については、このような数々の挙動が見られた。

『新潟市史 資料編5近代Ⅰ』（新潟市、1990年）240-241頁より作成。

【表2】トゥループからパークス宛書簡（明治2年10月26日付）

年	月	日	内容
明治2年	10月	23日	60人位の大勢の群衆が、合図を決めて外国人家屋を襲い、焼き捨てる計画を立て、市中の寺院で集会を行った。しかし、集まった人数が少なかつたため、この計画は翌日の晩に延期となった。
		24日	外国人が居住する家屋の近隣住民は、襲撃する人々が来るのを恐れ、荷物をまとめて立ち退いた。同日、市中の所々に張り札が建てられた。この張り札には、15歳から60歳の人々に対し、それぞれの場所で集会を行い、外国人の米積出しを差留める手段を協議すべし、と書かれている。外国人を嫌い、家屋を焼こうとする人々は、外国人と関わりのある日本人の命をも狙っている、と水野から聞いている。新発田藩の人々のいる寺院も襲うつもりである。同日の夜中、凡そ50人程の民衆が覆面で市中のある場所に集まっていると聞く。この民衆は新発田藩の人々を襲うため、市中を徘徊するという。民衆の中には、川向の沼垂町から来ている者もいたと、後に水野より聞いた。集まった民衆は、10人または12人程で質屋に入り、塀を破り帳面を裂いて道路に投げ捨て、金銀を奪い取ったという。この乱暴人のうち、捕縛された者もいたという。
		25日	長州の兵は水原に向かう途中、当市街（新潟町）に到着した。この時には徒党の者たちも鎮静されていた。一日余り遅れて、オーシャンクイーン船に残らず積込むことになり、同日朝までに積入れて蒸気船は退帆した。家屋を立ち退いていた新潟町の住民は追々戻って来ている。徒党の者は、その大概が水夫人足か下賤の者である。新潟港を今月鎖港し、外国人は残らず引き払うという噂が民衆に広まっている。水野は、このような徒党の者たちが外国人居留民を襲うとは思えないと私に言っており、私もその説に同意する。しかし、今回の一件については、当地の外国人を襲うと思わざるを得ない。このような事が再三に及ぶ場合は、人々を動揺させるのみならず、貿易は行われなくなり、外国人居留民の命に関わる程の暴行事件が起こるであろう。もし新潟が外国貿易の盛んな場所となるならば、この場所に「威権ある政府」を置くことが肝要である。充分な制度をつくり、徒党の者共を鎮撫するために2、3百人の守兵を置き、且つ港内の不足を補うための処置を施すために、権威ある鎮台及び士官を命ずるべきである。たとえ新潟港がこれまでの姿であっても、開港場として貿易が行われている以上は、今回の一件は日本政府の処置に関わることである。

『新潟市史 資料編5近代Ⅰ』（新潟市、1990年）238-240頁より作成。

と考えられる。

三 「津留」令解除と政策決定過程

本章では、水原・新潟在勤役人や外務省の書簡の内容を検討し、津留令が解除に至るまでの過程を追っていく。

一・二章で紹介したように、津留令に対して外国からの批判を受ける中、水野は明治二年一〇月一五日（一八六九年十一月一八日）、外務省に対して次の書簡を送っている。

先般水原県おゐて、当国内在米之多寡取調中官許之外米出津さし留置候処、外国人方紛紜故障申出、右弁解之ため応接書簡等数十回におよび、此程水原県及談判従前之通出津候事ニ相成候処、外国人共方神奈川長崎箱館等江米輸出之義競而申立候ニ付、古条約中米麦禁止之廉独逸条約八則等斟酌勘弁之上御国人之ため運賃積又者乗組人自用之ため積入候者格別外国人買受積荷与して輸出致シ候義者不相成段再応及議論候得共、一向承伏不致、……（中略）……抑当国之義者俗に米国与唱へ全国之大産ヲ一種に止り随而戸数人口他国ニ倍シ候処、外国人之輸出よりして俄然米価沸騰人々正路を失ひ候者顯然に候得共、強而輸送を止め候者勢ひ被行間敷候間、自今相当之税銀取立他之開港場江見届之もの為乗組候歟、但し者右米之一則ニ付税与取締可相立趣意可有之歟、御案内之通、当港者穀物大関係之土地柄ニ付、彼我同一之取扱不相成候而者人民

之疑惑動揺反対も難差置義ニ付、前件篤与評議之上、昨年独逸条約御取結之御応接向等御考究之上、向來取締之方法御熟考各国公使異見も御尋之上、否早々御報被下候様いたし度此段申進候也⁽²⁸⁾

水野の主張の要旨は以下の通りである。官許を得ない米穀輸送を禁止したところ、外国人から支障があるとの申立があった。その弁明のため、応接書簡を数十回取り交わし、その結果、従前の通り出津（移出解禁）することとなった。すると外国人たちが、神奈川・長崎・箱館などへの米穀輸送を競って申し立てた。そこで、日独条約は乗組人または旅客の自用品としての米穀買入れのみを許可したものであり、外国人が買受けて輸送することは出来ない、と再度議論したのだが、一向に納得してもらえなかった。越後国は俗に「米国」と呼ばれ、戸数や人口が他地域よりも多いため、外国人による米穀輸送によつて米価が高騰すると、人々は正路を失つてしまうことが懸念される。強制的に輸送を止めることはできないので、相当の税を取り立てて開港場まで見届ける者を船に乗り込ませるか、日独条約に基づいて確実に取締まるようにするか。前に述べたとおり、当港は「穀物大関係」の土地であるので、（日本人と外国人を）同一の扱いにしなければ、人民の疑惑や動揺を止めることが難しい。この件についてはよく評議の上、昨年ドイツと条約を取り決めた際の応接向きなどをよく考究し、これからの取締まり方法を熟考し、各国公使の意見を伺った上で、すぐにお知らせ頂きたい。

ここで水野が述べているように、津留令の布告後、米を他港へ輸送

しようとする外国商人からの申立てや反発が相次いだ。当該期の外国交易については、西田泰民氏がオランダ国立公文書館所蔵の史料より、商人兼ドイツ領事のリチャード・ウェーバー(Richard Weber)より横浜貿易会社横浜代理店長兼オランダ領事のファン・デル・タック(Van der Tack)に宛てた書簡の内容を紹介している。⁽²⁹⁾ ウェーバーの書簡によると、ファン・デル・タックは新潟・佐渡の米を横浜へ回漕するために帆船をチャーターし差し向けたという。またウェーバーも、米輸送のためにアメリカ船をチャーターし、新潟町周辺の商人に米買付けの交渉をしたという。いずれの場合も、米の積込みや輸送に際して新潟役人からの許可を得るのに手間取ったようである。

水野の述べている「出津」の時期については、トゥループからパークスへ宛てた明治二年二月二十四日(一八七〇年一月二五日)付の報告にその記述がみられる。報告によると、米積出騒動が起こった同年一〇月頃には、外国商人による開港場間での米輸送を許可する布達があったという。⁽³⁰⁾ 米輸送解禁後、水野が述べているように、外国商人による米穀輸送の申立てが相次ぎ、水野ら新潟在勤役人はその折衝に苦慮していたようである。このように、一〇月に一度解除された津留令であったが、次に述べるように、同年一二月に至り、再び津留の実施が検討されることになる。

越後国連年凶荒民食不足ニ付、今より二ヶ月之後当港出穀塞津之儀各公使江申込候ニ付、外国人引合米之口々早々埒明候様、別紙写之通水原県方出京之名和大参事より申越候由ニ而達有之候、然

ル処右達面者御国人ハ津留ニ無之、外国人運送而已差止候段口達有之、彼我取扱同一ならず意味徹底いたし兼、一体津留之儀者独逸条約中明掲之ケ条有之、事実無拠事故ありて禁津候次第ニ候ハ、其訳各国公使江耽与御談判済之廉承知不致候而者、此地在留岡士江も相達かたし儀ニ付、其趣を以同県江及引合布告等見合置申候、前書津留之儀愈御確定候ハ、改而早々御達有之候様いたし度⁽³¹⁾

これは、一二月一五日(一八七〇年一月一六日)に水野から外務省に宛てられた書簡である。水野の述べている内容は以下の通りである。新潟県大参事の名和道一から、これより二か月後に改めて津留を実施する旨を各国公使に申し入れたいとの希望があった。しかし、名和大参事によると、二ヶ月後に行う津留は日本人に対する規制ではなく、外国人による運送のみ差し止める内容であるといい、これでは日本人と外国人の扱いが同一でない。津留令については、ドイツとの条約に明記されている箇所があり、やむを得ない事情がある場合に「禁津」してもよいとの次第である。津留を行う理由について各国公使によく談判し、それでも承知してもらえないのであれば、新潟に在留する領事にも伝えることが出来ないもので、その旨を水原県に伝え、布告については見合わせて頂きたい。この津留については、確定した段階で改めて御通達頂きたい。

二ヶ月後に改めて津留を実施する旨は、同日中に外務省よりパークスに伝えられた。これに対しパークスは、明治三年一月六日付の返信の中で、二か月前に布告した上での津留実施について承諾するとして

③②。その上で、必要がなくなった場合には津留を解除するべきであり、また津留は日本人と外国人の差別なく行うようにしてほしい、と主張している。津留令に対するパークスの主張は一貫して、自由貿易の原則に基づいて外国人が交易を行えるようにしてほしいとの趣旨であり、今回の津留実施についてはこれを満たしたとみなし承諾したといえる。パークスの他各国公使も、同様に今回の津留実施を承諾している。③③。

実に官許貢米といへとも、出津難相成候^{而者}目前之困難不少、既に此程北海道開拓使より米苞一万ほと是非共回漕いたし度旨申来、聞く処彼地移住人民之救助に差支候^者事実相違も無之候^{③④}

これは、明治三年一月二五日（一八七〇年二月二五日）、水原県大参事の本野盛亭らより外務省大少丞へ宛てられた書簡の内容である。実施される予定の津留について、年貢米に関する次の点を憂慮している。官許の年貢米といえども、出津できないとなれば、生じる不都合は少なくない。既に北海道開拓使より、米を一万俵ほど回漕してほしいとの旨を聞いており、（年貢米の津留を行えば）人々への救助に差支えが出てしまうという。

その後、三月末より実施する予定となっていた津留令は、その布告文より「官許ノ外」という文言が削除され、「内外公私ノ別」なく行うこととされた。③⑤。次の史料にもあるように、津留の実施において、公的な年貢米とその他の売買を目的とした米の扱いが論点の一つとなっていた。

米輸出禁止之義ニ付云々御申越承知致候、右者先達^而各国公使江差遣候書簡返事追々差越候処、大同小異^者有之候得共、何レも英公使同様之返事^{ニ而}、官許之外差止申度^与之儀ハ断然被行不申、既ニ独乙条約第八則之儀も有之、此上彼是討論および候詞物も無之候間、一応之書簡往答^{ニ而}別段引合^ニおよび不申、尤貢米之儀ハ素方売米^与ハ違ひ前書之条約面^ニ拘り不申候間、差支候筋有之間敷^与改候、何等不都合之儀相生候儀^ニて、御申越次第各国公使江可及談判候、且又無余儀次第柄等有之中売米を商社会所等^{ニ而}買集、貢米坏之名目を唱出津候様之義有之候^{而者}、我謫詐彼必発覚イタシ終ニ信義不貫真之貢米輸出^ニも差響候間、其辺ハ嚴重取締相立候様御取計有之度、御報旁此段可得御意如此御座候^{③⑥}

これは、二月一日（三月一日）に外務大少丞より新潟局へ宛てられた書簡であり、その内容は次の通りである。津留実施に対する各国公使からの返事は、「大同小異」はあれど英国公使と同様であり、「官許之外差止申度」との津留令の内容は行わないこととした。もともと年貢米については、「売米」とは異なり日独条約の第八則には該当しないので、（その輸送には）差し支えない。しかし、市中の売米を集め、年貢米と称して出津するなどの不正が発覚すれば、正規の年貢米輸送にも差し支えるので、その辺りは嚴重に取り締まるように。

ここで述べられているように、日本側は、条約に基づいて規制の対象となるのは、年貢米と偽って輸送される、売買を目的とした米（売米）であり、年貢米輸送についてはその範疇にないとの見解であった。

さらに二月二七日（三月二八日）、水野や水原県知事の三条西公允らより外務省に宛てて、年貢米輸送に關して次のような申立があつた。

越後国米苞輸出之儀ニ付、同府以来人民米価騰貴之廉ヲ以苦情申立、一時取調之筋有之濫出無之様総テ輸出印鑑相渡置候処、外人ヨリ彼是差障申立、終ニ右等之取締モ不行届、然ルニ旧幕府之砌、新潟港ニおゐて置米ト称シ百俵ニ式拾俵宛米価騰貴之節々於于下取立來候処、誠ニ過當之筋ニ有之難聞届、雖然從來米穀ノミ輸出之国柄ニ付、一時海内平均ト相成候而ハ人情モ不穩次第ニ付、緩出府之節右置米之儀ハ被廢、更ニ輸出米ニ付忝割宛ノ増稅被取立候得者、全国ノ窮民自分忝割之安米ヲ食シ候道理ニ相当可申段伺出、既ニ御會議ニモ相成候得共、終ニ御採用不相成、其末外国人輸出之儀自今二ヶ月後被相禁候御決議ニ相成、官許之外彼我共絶禁之御応接ニ相成候次第承り候、然処当節新斥在留各国岡士并御省方之公使返翰ヲ以照考候得者、官許有無ニ不拘一切總禁之趣ニ有之、就而者租稅廻米辻北海困難之波濤上時節向有之儀ニ付、前日ニ探合候事モ不相叶、又彼是故障有之日限延引候而ハ、運漕六ヶ數相成進退不可為奈次第立至り可申ニ付、過日第二号之書状ヲ以各國公使返翰并自後御応接振御省江及御問合候処、即チ御報書貢米之儀ハ素ヨリ売米トモ違ヒ、差支無之旨御達向致承知候、然処元來米穀運輸之權彼我之別ナク自由ニ有無流通致シ候儀勿論之処、北海險難之海面春夏之交トイヘトモ和様船之運輸其間多少之費有之、然ルニ当今之勢彼レニ艦ト財本ト之両權ヲ掌握シ、加ルニ内地

之奸商其機ニ乘シ驅使經營候へ者我民必用之米価一時ニ沸騰候事モ有之、頑患ノ人民朝夕苦情申立候段必然之儀ニ付、一時官許之驅引ヲ以抑揚仕心得ニ候処、今日之姿ニ而ハ正貢米之外貢米名目ヲ以出津不相成ニ付、其辺嚴重取締可致様トノ義ニ有之、就テハ諸藩々ニおゐて有余米取揃方必ス困却可致哉、今更適宜ノ取計向ニ至り將ト目的不相立候間、右米苞輸出之禁時宜次第相解候条此段相伺候也⁴⁷

水野らの申立の要旨は次の通りである。

昨年民衆が米価高騰を危惧し苦情を申し立てたため、米の濫出を防ぐために輸送許可の印鑑を設けた。すると、外国人より交易に支障が出るとの申立があり、結局米穀輸送の取締まりは「不行届」に終わった。

徳川幕府の時代には囲米（置米）と称される政策を行っており、百俵につき二〇俵ずつ米価高騰時に取り立てていたが、取り立てる米の割合が非常に過當であり、現在はそのような囲米制度は廃止されている。

越後国は從來、米穀のみを移出してきた国柄であるので、米穀交易が国内において平均的な状況になつてしまうと、人々の心情が不穩になる恐れがある。

年貢米は売買目的の米とは異なるのでその輸送に差支えはない、との旨の（外務省からの）達については承知した。しかし、米穀運輸権を日本人・外国人の別なく与え、自由に米の回漕が行われ

るようになると、和船の運輸が損害を被り、米穀の交易を（外国人に）掌握され、また「内地之奸商」（国内の悪徳商人）がその機会に乗じて商売を行えば、在地に必要な米価が高騰するのではないか、と民衆から苦情が来ることは必至である。

（外務省からの通達に対して）「正貢米」以外の米を、年貢米の名目で出津してはならないので嚴重に取り締まるように、とのことだが、年貢の余剰米の扱いについては、（余剰米を払い下げる必要が生じた際などに）諸藩が必ず困ることになるだろうから、米穀津留は時宜次第解除してほしい。

この水野らの書簡の内容に対する外務省の三月（日欠）付の返書は次の通りである。

右塞津之義者一昨年中越国干戈之害引続水害^三而、昨年^二至り候而ハ彙便不船之ため不熟与相成、民口之食料当秋迄取続も出来がたく、依^而米苞積出し之義差留候段民部省へ打合各国公使へ申入候義^二而今日^二至り其目的相立民部省^二おゐて存寄り無之上ハ条約面ニ対し候^而も可成丈速ニ開津相成候方と存候間、彼我同一之御処置^二候得者^二当省^二而存寄無之、尤弥開津相成候ハ、各公使^江も申入候間速ニ御報知有之度^{（38）}

ここで外務省側は、条約との兼ね合いの面でも、なるべく速やかに「開津」（移出解禁）すべきであるとし、日本人・外国人同様の処置とすることについて当省に異論はないとしている。また各国公使に対しても、速やかに津留解除の旨を申し入れる必要があるのだ、（詳細が決

まり次第）速やかに報告してほしい、と述べている。その後、津留解除は同年の四、五月頃に行われることとなり、その際は日本人・外国人とも同一に取り扱^{（39）}うとされた。新潟県庁は三月二五日、民部省から特に意見がなければなるべく速やかに移出を解禁するように、との外務省からの通達に対し、開津の適当な時期が決まった際には、各国公使に掛け合う必要があるのなるべく早く報告する、と回答している^{（40）}。

そして同年四月一八日（五月一八日）、次の内容が本野大参事・三条西知事より各国領事に伝えられた。

我客歳中凶荒水害^二而民食不足之故ヲ以、我三月廿六日後米穀之輸出を禁し置候処、即今麦熟之模様^二而ハ秋稔迄之取続き差支無之趣ニ付、来ル廿五日より右塞津之禁を解許候様有之候、此段貴国臣民^江御触達有之度候^{（41）}

明治三年三月二六日（四月二六日）に改めて津留を実施した後、四月二五日（五月二五日）より津留を解除することが決定され、各国に伝えられたことが分かる。明治二年六月に津留令が布告されて以降、外国商人による輸送や年貢米輸送をめぐる問題が発生し、前述した水野の二月二七日付書簡にもあるように、その統制は不行届であった。その後、同年一二月頃より、二ヶ月前通達を行った上で、改めて津留を実施が検討され、明治三年三月に実施されたが、各国の反応や新潟在勤役人より伝えられる民衆の反応を勘案し、結局同年四月に津留が解除されるに至ったのである。

おわりに

本稿では、明治二年六月に布告された津留令に対する諸外国の反応や新潟町民衆の動向等を受けて、明治三年四月に津留解除に至るまでの過程を追ってきた。一章では、明治二年六月における津留令の布告と、それに関連して生じた囲米や売買目的の米穀輸送に関する問題、および各国との取極や条約について検討した。二章では、津留令の施行に対する各国の反発と在地民衆の動向について検討した。三章では、明治二年一〇月の外国商人への津留解除から、再び津留令の実施が検討され、明治三年に津留解除に至るまでの政策決定過程を追ってきた。

開港場新潟において津留政策を実施するにあたって、問題となったのは外国との交易であった。当該期の津留令は、そもそも新潟町民衆の苦情を受けた、水原役人からの申出により実施された救荒政策であった。特に米穀の輸送については、幕末に新潟奉行より津留が数回実施されている。文久元年六月の新潟町への触では、米穀について「二売買不相成品」であることから、時々の情勢によつては津留措置を行うとしている⁽⁴²⁾。つまり、明治二年の津留は近世期より度々行われてきた囲米等の荒政を明治政府が踏襲したものであり、もとより外国商人による交易の統制を企図したものではなかった。

明治期に津留を実施するにあたっての近世期との大きな相違点は、言うまでもなく新潟が開港場となった点にある。条約の履行を求める

諸外国の反応により、近世期よりの越後国諸藩に向けた津留政策は、新潟港が開港場としての機能を有したために、その変更を余儀なくされることとなった。地域政策として実施された津留に、外国商人や外国船による輸送の問題が絡んだことで、当該期の開港場ならではの状況を引き起こしたと言える。

そして、米穀輸送における公私の区別に対する日本側と外国側の認識の相違が、津留政策の貫徹をより困難にしていた。本稿で述べてきたように、米穀輸送に関してパークスらは一貫して、日本人と外国人が差別されることなく交易を行えるようにせよ、と主張している。また、外国側からの書簡において、公的な年貢米輸送とその他の輸送との扱いの違いに関する記載は見られない。二章で挙げたパークスの書簡（明治二年九月一四日）において、新発田藩による米穀輸送の事例を元に政府や役人を批判していることから、津留令が諸藩による公的な輸送を禁じた政策ではないとの旨が、外国側には正確に伝わっていないかったと推察される。一方、日本の内政においては、諸藩による米穀輸送は公的な輸送とみなされ、商人等による輸送とは異なる扱いをされてきた。当該期は、明治政府が成立し且つ藩・県・府が地域に並立する特異な時期である。成立後間もない明治政府にとって、政府の支配が行き届いていない諸藩による輸送に対し、津留令をどのように適用するかという点が慎重を要する問題であったことは、津留令の布告から解除に至るまでの過程における紆余曲折からも見て取れる。

本稿で取り上げた明治二年六月の津留令は、諸藩による年貢米輸送

と売買目的の米穀輸送を区別し、規制するための布達であった。加えて、このような近世の津留政策は、開港前は当然の如く日本人による国内輸送を前提としていた。そのため開港後の明治二年に津留を実施するにあたって、外国商人による米穀輸送や、諸藩による外国船を雇った年貢米輸送の扱いが問題になり、各国からの反発や民衆の不満を増大させたといえる。

新潟・水原在勤役人および外務省は、条約との整合性の問題や外国側および民衆からの反発等に苦慮しながらも、近世近代移行期における津留政策のあり方を模索した。その過程を辿ることができるのが本史料「津留一件」であり、本稿で紹介してきたように、国内や地域内で完結していた流通や政策が外国へと開かれたことにより生じる諸問題について、外国側と日本側双方の視点からの検討を可能にする史料であるといえる。

注

- (1) 大山梓『旧条約下における開市開港の研究』（鳳書房、一九六七年）、石井孝『増訂 明治維新の国際的環境』（吉川弘文館、一九六六年）、鶴飼政志『幕末維新期の外交と貿易』（校倉書房、二〇〇二年）。
- (2) 『新潟開港百年史』（新潟市、一九六九年）、小村式『蔵元と蔵宿―新潟町田巻家を中心として―』（袖月学編『日本水上交通史論集第1巻』文献出版、一九八六年）、星野尚文「奥羽越列藩同盟の再検討―新潟開港問題との関連から―」（『新潟史学』三四号、一九九五年）、『新潟市史 通史編

3 近代（上）」（新潟市、一九九六年）、中村義隆『幕末維新の港町と商品流通』（刀水書房、二〇〇一年）。

- (3) 青柳正俊『開港場・新潟からの報告―イギリス外交官が伝えたこと―』（考古堂書店、二〇一二年）、同「開港新潟での外国人居住行政についての考察―外務省史料『新潟居留外国人二対シ地所家屋相对貸借関係協議一件』を軸として―」（『新潟県立歴史博物館研究紀要』一六号、二〇一五年）、同「雑居地新潟に関する一考察―外国人の居留地外居住問題」をめぐる展開」（『東北アジア研究』二〇号、二〇一六年）、同「外庄」が捉えた新潟における通商司政策」（『東北アジア研究』二二号、二〇一七年）、同「戊辰戦争の局面推移と新潟開港―外交と商船の視点から―」（『観賞』三八号、二〇一七年）。

(4) 西田泰民「開港直後の新潟の状況―オランダ国立公文書館資料より―」（『新潟史学』七五号、新潟史学会、二〇一七年）。

(5) 中村前掲書。

(6) 松尾正人「明治二年の東北地方凶作と新政権」（『日本歴史』三四五号、一九七七年）。

(7) 外務省記録室『新潟港米穀津留一件』収録（外交史料館所蔵）。以下、「津留一件」とする。

(8) 上田藤十郎「開米・貯穀」（『国史大辞典』第三卷（吉川弘文館、一九八三年）。

(9) 『法令全書』明治二年第五六一（内閣官報局、一八八七年）。

(10) 『角川日本地名大辞典 一五 新潟県』（角川書店、一九八九年）。明治二

年二月八日から同年七月二七日の府名。越後全域の明治政府直轄地を支配した。同年七月二七日に水原県の一部となる。

(11) 「津留一件」明治二年六月一二日付書簡。

(12) 「津留一件」。

(13) 「津留一件」。

(14) 「津留一件」前掲、明治二年六月二三日付書簡。

(15) 『旧条約彙纂』第一卷第一部（外務省条約局、一九三〇年）。

(16) 前掲『旧条約彙纂』第一卷第一部「日本国独逸北部連邦修通商条約」貿易章程第八則。

(17) 前掲『旧条約彙纂』第一卷第一部、七五頁。

(18) 「津留一件」明治二年九月七日付書簡。

(19) 「津留一件」明治二年九月一〇日付書簡。

(20) 「津留一件」明治二年九月一二日付書簡。

(21) 「津留一件」明治二年九月七日付書簡。

(22) 「津留一件」明治二年九月一四日付書簡。

(23) 前掲『角川日本地名大辞典 一五 新潟県』。なお「水原県」は明治二年七月二七日から明治三年三月二七日までの県名であり、その後新潟県と改称される。

(24) 「津留一件」明治二年一〇月一四日付書簡。

(25) 「津留一件」明治二年一〇月二二日付書簡。

(26) 「津留一件」明治二年一〇月二二日付書簡。

(27) 松尾前掲論文。

(28) 「津留一件」明治二年一〇月一五日付書簡。

(29) 西田前掲論文。

(30) 青柳前掲書、二〇一一年。

(31) 「津留一件」明治二年二月一五日付書簡。

(32) 「津留一件」明治三年一月六日付書簡。

(33) 「津留一件」明治三年一月五日・一三日付書簡。

(34) 「津留一件」明治三年一月二五日付書簡。

(35) 「津留一件」明治三年一月二五日付書簡貼紙。

(36) 「津留一件」明治三年二月一〇日付書簡。

(37) 「津留一件」明治三年二月二七日付書簡。

(38) 「津留一件」明治三年三月付書簡。

(39) 「津留一件」明治三年三月一〇日付書簡。

(40) 「津留一件」明治三年三月二五日付書簡。

(41) 「津留一件」明治三年四月一八日付書簡。

(42) 中村前掲書。